

## 陸上自衛隊中部方面隊が管理するヘリコプターからの映像の伝送に関する確認書

陸上自衛隊中部方面隊（以下「甲」という。）並びに中日本高速道路株式会社（以下、「乙」という。）及び西日本高速道路株式会社（以下、「丙」という。）は、平成24年3月22日で締結した「陸上自衛隊中部方面隊と中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定」第4条の規定に基づき、甲が管理するヘリコプターからの映像（以下「ヘリ映伝」という。）の伝送に関して、次のとおり確認する。

### 1 目的

本確認書は、甲が所有するヘリ映伝を乙及び丙が利用するにあたり、必要な事項を定め、もって業務の円滑化を図ることを目的とする。

### 2 装置の整備と維持管理

- (1) ヘリ映伝を伝送し、閲覧するための装置（以下「ヘリ映伝の伝送に要する装置」という。）は別図のとおりとし、甲、乙及び丙は予め十分な調整を行ったうえで、相互立会いのもと、別図に定める甲、乙及び丙の所掌範囲を整備するものとする。
- (2) 甲、乙及び丙は、機器の接続に際し、それぞれのセキュリティーポリシーを尊重し、自己の責任において内部ネットワークへのセキュリティーを確保するため外部等からの不正侵入ができないよう必要な機器等を整備するものとする。
- (3) ヘリ映伝の伝送に要する装置の維持管理は、甲、乙及び丙が、それぞれの所掌範囲について行うものとする。
- (4) 甲、乙及び丙は、その責めに帰すべき事由によって相手方の設備を毀損した場合には、その損害を賠償しなければならない。

### 3 費用負担

- (1) 甲が乙及び丙に提供するヘリ映伝は、無償とする。
- (2) ヘリ映伝の伝送に要する装置の整備と維持管理にかかる費用は、甲、乙及び丙が、それぞれの所掌分について負担するものとする。
- (3) 乙及び丙の費用分担については、別途書面により確認するものとする。

### 4 財産の帰属

ヘリ映伝の伝送に要する装置の財産権は、甲、乙及び丙それぞれの持ち分に依りてそれぞれに帰属するものとする。

### 5 映像情報の利用

- (1) 乙及び丙はヘリ映伝が必要になった場合に、甲に依頼するものとし、甲は支障が無い範囲でヘリ映伝の提供を行うものとする。

( 2 ) 甲から伝送されたヘリ映伝の活用に当たっては、乙及び丙の内部においてのみ利用するものとする。

## 6 守秘義務

甲、乙及び丙は、本協定に関して知り得た映像及び相手方の技術その他の情報について、秘密を厳守しなければならない。これを第三者あるいは不特定多数の者に漏洩し、又は開示してはならない。故意又は重大な過失によりこれに違反した者は、その責を負うものとする。

ただし、法令上必要とされるとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

## 7 有効期間

( 1 ) 本確認書の有効期間は、確認書締結の日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

( 2 ) 前項に規定する期間満了日の 1 箇月前までに、甲、乙及び丙いずれの者からも申し出がない場合は、引き続き同一条件をもって本確認書を期間満了の日の翌日より 1 年間継続するものとし、以後この例による。

## 8 その他

本確認書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して、これを定めるものとする。

本確認書は 3 通作成し、甲、乙及び丙各自 1 通を保有するものとする。

平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日

甲 陸上自衛隊 中部方面隊 防衛部  
防衛部長 ( 自署 : 滝澤 博文 )

乙 中日本高速道路株式会社  
保全・サービス事業本部 ( 自署 : 猪熊 康夫 )

丙 西日本高速道路株式会社  
保全サービス事業本部長 ( 自署 : 牧浦 信一 )